

議案第 40 号

令和 5 年度宝塚市一般会計補正予算（第 10 号）

資料 7

1 ひとり親家庭大学生等奨学給付金について

(1) 制度概要

本制度は、経済的な理由により修学が困難な母子・父子・遺児家庭を対象に、修学上必要な資金を給付することで教育の機会均等を図る制度である。令和元年度より実施しており、給付対象者は 19 歳から 21 歳までの大学生等で、一人当たり 20 万円を給付している。

(2) 制度の周知方法について

給付対象者が 18 歳を迎える年度の 3 月 31 日時点で保護者が児童扶養手当の受給資格を有している世帯に学事課から申請書等を送付している。19 歳の時に申請をしていなくても、21 歳を迎える年まで学事課から申請書を送付している。あわせて、市 HP や広報誌にも掲載し、制度の周知を図っている。

(3) 当初予算の積算根拠

141 人（認定見込者数）×@200,000 円=28,200,000 円

※ 認定見込者数について、令和元年度から令和 4 年度の申請書送付者数及び認定率（対象者全てが申請するわけではない）の平均をそれぞれ算出し、申請書送付者数の平均と認定率の平均を乗じて算出。

(4) 今年度の利用状況

申請書送付者数	申請者数	認定者数	不認定者数	給付額
208 人	95 人	94 人	1 人※1	18,800,000 円

※1 所得超過による

2 大学生等就学支援給付金について

(1) 制度概要

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、学びの継続が困難となっている大学生等に奨学金を給付することで教育の機会均等を図る制度である。令和 3 年 11 月より実施しており、募集は春と秋の年 2 回実施している。

生計維持者の所得合計額が令和元年と申請年前年と比べて 2 分の 1 以下に減少している場合は 200,000 円、3 分の 2 以下に減少している場合は 100,000 円を給付している。

(2) 制度の周知方法について

市 HP や広報誌に掲載し、制度の周知に努めるとともに、極力申請漏れがないように春と秋の年 2 回募集を行っている。

(3) 当初予算の積算根拠

28 人（認定見込者数）×@100,000 円=2,800,000 円

28 人（認定見込者数）×@200,000 円=5,600,000 円 合計 8,400,000 円

※ 認定見込者数については、前年度要求人数を用いている。

(4) 今年度の利用状況

時 期	区 分	申請者数	給付決定者数	給付額
上半期	10万円給付	3人	0人	0円
	20万円給付		2人	400,000円
下半期	10万円給付	7人	0人	0円
	20万円給付		3人	600,000円
合 計		10人	5人	1,000,000円

3 奨学基金の残高（令和 5 年度末決算見込額）

65,592,628 円